

オートシップ契約変更・解約依頼書

申込日 年 月 日

申込内容	<p>※オートシップの新規申込は、こちらの用紙ではできません。 別紙、オートシップ契約申込書(複写用紙)にご記入いただき、原本をご郵送お願い致します。</p>	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解約
		<input type="checkbox"/> お届け先 <input type="checkbox"/> 商品内容 <small>(分かるように余白などに記入)</small>	<input type="checkbox"/> メールアドレス変更 <input type="checkbox"/> カード変更 <input type="checkbox"/> 支払方法
		変更後の契約内容を記入してください。	

お申込者	フリガナ	捺印	登録コード	電話番号
	氏名	印		
カード申込のみE-Mailアドレス <small>注) ~@yosa.co.jpよりメールを受け取れるように設定してください。</small>				

お届け先	お名前	フリガナ		
	ご住所	〒	都 道 府 県	フリガナ 区 郡 市
	電話番号			

変更前商品

商品コード	商品名	単価	数量	金額
合計金額 ¥				



変更後商品

商品コード	商品名	単価	数量	金額
合計金額 ¥				

(※お申込全ての商品のご記入をお願い致します。)

通信欄	
-----	--

本社使用欄

受付	決済確認	伝票番号		

■クーリングオフについて

下記の内容をよくお読みください

●クーリングオフによる契約の解除

- 1.お買い求めいただいた商品に関する契約または販売店登録に関する契約は、契約書面を受領した日、または、商品を受領した日のいずれか遅い日から起算して20日を経過するまでは、書面により無条件でその契約を解除することができます(以下「クーリングオフ」という)。
- 2.クーリングオフに関して、不実のことを告げられて誤認し、または威迫されて困惑してクーリングオフをしなかった時は、改めてクーリングオフできる旨の書面を当社から交付し、説明を受けた日から起算して20日間を経過するまでは、クーリングオフができます。
- 3.クーリングオフをした場合、ご契約者(お申込者)は、損害賠償や違約金を支払う必要はなく、また商品の引き取りや権利の返還に要する費用は商品の購入先に応じて、当社または上位販売店が負担します。受領済の代金については、速やかに全額返金し、商品を使用し得られた利益に相当する金銭を要求することはありません。
- 4.クーリングオフの効力は、クーリングオフを行う旨の書面を発信した時から生じます。下図のようなハガキ等に必要事項をご記入の上、当社宛てに郵送してください(簡易書留扱いが確実です)。尚、クレジット会社宛にも、同様のハガキ(普通郵便)を郵送すればより確実です。

裏

申込日 令和〇年〇月〇日
商品受領日(注) 令和〇年〇月〇日
1.商品名 ○○○○
2.販売員名 ○○○○
3.返金先 ○○銀行
○○支店
座種類 座番号
(フリガナ)
座名義

上記日付の申込は撤回し、
契約は解除します。

表

郵便はがき
〒550-0013

大阪府大阪市西区新町1-3-16

株式会社YOSA

ご住所
(フリガナ)
お申込者名
お電話番号